

【技適・認証の対象となる特定無線設備等】

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
1	第1号の9	S	S S B (第2条第1項 第1号の9)	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する单一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第25号から第25号の3までに掲げるものを除く。)	第1	III
2	第1号の10	D	デジタル	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められているF1B電波、F1C電波、F1D電波、F1E電波、F1F電波、F1N電波、F1X電波、G1B電波、G1C電波、G1D電波、G1E電波、G1F電波、G1N電波又はG1X電波を使用する单一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第25号の4から第25号の6まで及び第72号に掲げるものを除く。)	第1	III
3	第1号の11	F	F 3 E 等 (第2条第1項 第1号の11)	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められているF2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する单一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	III
4	第1号の12	B	特定ラジオマイク	設備規則第49条の16においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.01W以下(1,240MHzを超える1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、0.05W以下)のもの	第1	III
5	第1号の12 の2	C U	デジタル 特定ラジオマイク	設備規則第49条の16の2においてその無線設備の条件が定められているデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.05W以下のもの	第1	III
6	第1号の13	O Y	海上用D S B	A2D電波又はA3E電波26.1MHzを超える28MHz以下、29.7MHzを超える41MHz以下又は146MHzを超える162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	III
7	第1号の14	P Y	S S B (第2条第1項 第1号の14)	単側波帯の電波を使用する無線局(施行規則第15条に規定する電波の型式を使用することとなる無線局に限る。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第1号の9に掲げるものを除く。)	第1	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
8	第1号の15	Q Y	F3E等 (第2条第1項 1号の15)	F2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波、F3C電波又はF3E電波 54MHzを超える70MHz以下、142MHzを超える162.0375MHz以下、335.4MHzを超える470MHz以下、810MHzを超える960MHz以下又は1,215MHzを超える2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第1号の11、第16号、第59号及び第60号に掲げるものを除く。)	第1	III
9	第2号	Q	無線標定	A2N電波、NON電波又はPON電波 10.525GHz又は24.2GHzを使用する無線標定業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.1W以下のもの	第2	III
10	第2号の2	R Y	ラジオ・ブイ	設備規則第49条の4においてその無線設備の条件が定められているラジオ・ブイの局に使用するための無線設備	第2	III
11	第3号	O	市民ラジオ	市民ラジオの無線局(法第4条第2号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	I
12	第3号の2	S Y	気象援助局	気象援助局(ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットのものに限る。)に使用するための無線設備	第1	III
13	第4号の2	T Y	アナログ簡易無線	150MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(142MHzを超える170MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5W以下のもの(第4号の5及び第4号の6に掲げるものを除く。)	第4	III
14	第4号の4	U Y	無線操縦用簡易無線	27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が1W以下のもの	第4	III
15	第4号の5	S V	デジタル簡易無線局 (I)	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第4	III
16	第4号の6	T V	デジタル簡易無線局 (II)	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(同号との技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	第4	IIIa
17	第4号の6 の2	S R	デジタル簡易無線局 (III)	設備規則第54条第2号の2においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第4	III
18	第4号の6 の3	T R	デジタル簡易無線局 (IV)	設備規則第54条第2号の2においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(第54条第2号チに規定するキャリアセンスを備え付いているものに限る。)に使用するための無線設備	第4	IIIa

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
19	第4号の6 の4	UR	デジタル簡易無線 中継局	設備規則第54条第2号の3においてその無 線設備の条件が定められている簡易無線局 に使用するための無線設備	第4	III
20	第4号の7	ZT	920MHz 帯陸上移動局	設備規則第49条の34第1項においてその無 線設備の条件が定められている陸上移動局 に使用するための無線設備	第4	IIIa
21	第5号	C	50GHz 帯CR	50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線 局に使用するための無線設備であって、その 空中線電力が0.03W以下のもの	第1	III
22	第6号	AS	構内無線局等(I)	設備規則第49条の9第1号から第3号まで においてその無線設備の条件が定められて いる構内無線局又は同規則第49条の34第2 項においてその無線設備の条件が定められ ている陸上移動局に使用するための無線設 備(次号から第6号の3までに掲げるものを 除く。)	第1	III
23	第6号の2	BS	構内無線局等(II)	設備規則第49条の9第1号においてその無 線設備の条件が定められている構内無線局 (同号ニただし書に該当するものを除く。)又 は同規則第49条の34第2項においてその無 線設備の条件が定められている陸上移動局 (同項第5号ただし書に該当するものを除 く。)に使用するための無線設備	第1	IIIa 又は III
24	第6号の2 の2	ZS	構内無線局等(IV)	設備規則第49条の9第1号においてその無 線設備の条件が定められている構内無線局 (同号ニただし書に該当するもののうち、同 号ニに規定する総務大臣が別に告示する技 術的条件に適合する送信時間制限装置を備 え付けているものに限る。)に使用するため の無線設備	第1	III
25	第6号の3	CS	構内無線局等(III)	設備規則第49条の9第3号においてその無 線設備の条件が定められている構内無線局 (同号ハの技術基準が適用されるものに限 る。)に使用するための無線設備	第1	IIIa
26	第6号の4	AP	構内無線局等(V)	設備規則第49条の9第4号又は第5号にお いてその無線設備の条件が定められている 構内無線局に使用するための無線設備	第1	III
27	第7号	L	コードレス電話	コードレス電話の無線局(施行規則第6条第 4項第1号に規定する無線局をいう。以下同 じ。)に使用するための無線設備	第3	I
28	第8号	Y	特定小電力機器	特定小電力無線局(施行規則第6条第4項第 2号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に 使用するための無線設備	第3	I
29	第9号	V	VSAT	設備規則第54条の3第1項においてその無 線設備の条件が定められている地球局に使 用するための無線設備であって、その空中線 電力が50W以下のもの	第5	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
30	第9号の2	SW	Ka帯VSAT	設備規則第54条の3第2項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第5	II
31	第9号の3	NR	スターリンクシステム VSAT 地球局 (非静止)	設備規則第54条の3第3項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備	第5	II
32	第9号の4	PR	ワンウェブシステム VSAT 地球局 (非静止)	設備規則第54条の3第4項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備	第5	II
33	第10号	VT	携帯無線通信 陸上移動中継局等	設備規則第49条の6においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局(設備規則第14条の表10の項に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。)であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	II 又は III
34	第10号の2	VS	携帯無線通信 陸上移動中継局等 (ガードバンドモード)	設備規則第49条の6においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。)であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%を超えるもの	第1	II 又は III
35	第11号の3	XY	DS-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	II
36	第11号の4	ZY	MC-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの	第1	II
37	第11号の5	AX	DS-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の4第1項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第14条第1項の表11の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップであって、その空中線電力が160W以下のもの	第1	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
38	第11号の6	B X	MC-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の4第1項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が1の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップであって、かつ、その空中線電力が160W以下のもの	第1	III
39	第11号の6 の2	X V	DS-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の4第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	III
40	第11号の6 の3	Z V	MC-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の4第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が1の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップのもの	第1	III
41	第11号の6 の4	E T	DS-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の4第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	III
42	第11号の6 の5	F T	MC-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の4第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップのもの	第1	III
43	第11号の7	MW	T-HCDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	II
44	第11号の8	N X	T-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの(次号に掲げるものを除く。)	第1	II
45	第11号の8 の2	X U	T-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (マルチキャリア 方式)	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもののうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの	第1	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
46	第 11 号の 9	NW	T-HCDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第 14 条の表 11 の項(六)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップであって、その空中線電力が 160W 以下のもの	第 1	III
47	第 11 号 10	P X	T-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップであって、その空中線電力が 120W 以下のもの	第 1	III
48	第 11 号の 10 の 2	A U	T-HCDMA フェムトセル基地局	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップのもの	第 1	III
49	第 11 号の 10 の 3	B U	T-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの	第 1	III
50	第 11 号の 10 の 4	G T	T-HCDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップのもの	第 1	III
51	第 11 号の 10 の 5	H T	T-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの	第 1	III
52	第 11 号の 11	O W	TD-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第 49 条の 6 の 6 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップ又は毎秒 7.68 メガチップのもの	第 1	II
53	第 11 号の 12	P W	TD-SCDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第 49 条の 6 の 6 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒 1.28 メガチップのもの	第 1	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
54	第 11 号の 13	Q W	TD-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 6においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第 14 条の表 12 の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップ又は毎秒 7.68 メガチップであって、その空中線電力が 120W 以下のもの	第 1	III
55	第 11 号の 14	R W	TD-SCDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 6においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.28 メガチップであって、その空中線電力が 120W 以下のもの	第 1	III
56	第 11 号の 15	D U	TD-OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第 49 条の 6 の 7においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第 1	II
57	第 11 号の 16	E U	TD-OFDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 7においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第 1	III
58	第 11 号の 17	F U	TD-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第 49 条の 6 の 8においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第 1	II
59	第 11 号の 18	G U	TD-FDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第 49 条の 6 の 8においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第 1	III
60	第 11 号の 19	H U	SC-FDMA 携帯無線 通信陸上移動局 /携帯移動地球局	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備(設備規則第 49 条の 23 の 7においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。)	第 1	II
61	第 11 号の 19 の 2	P S	SC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (N B - I o T)	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 5 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第 1	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
62	第11号の19 の3	Q S	SC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (eMTC)	設備規則第49条の6の9第1項及び第6項 においてその無線設備の条件が定められて いる陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
63	第11号の20	I U	SC-FDMA 携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の9第1項においてそ の無線設備の条件が定められているシング ルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無 線通信を行う基地局に使用するための無線 設備のうち、その空中線電力が160W以下のもの であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲 内において同時に送信できる電波の周波数の範囲 が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	III
64	第11号の20 の2	I T	SC-FDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の9第1項及び第3項 においてその無線設備の条件が定められて いる基地局に使用するための無線設備であ って、占有周波数帯幅の許容値の範囲内にお いて同時に送信できる電波の周波数の範囲 が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	III
65	第11号の20 の3	J T	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の9第1項及び第4項 においてその無線設備の条件が定められて いる基地局に使用するための無線設備であ って、占有周波数帯幅の許容値の範囲内にお いて同時に送信できる電波の周波数の範囲 が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	III
66	第11号の20 の4	R S	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (ガードバンドモー ド)	設備規則第49条の6の9第1項においてそ の無線設備の条件が定められている基地局 に使用するための無線設備のうち、その空中 線電力が160W以下のものであって、占有周 波数帯幅の許容値の範囲内において同時に 送信できる電波の周波数の範囲が占有周波 数帯幅の許容値の90%を超えるもの	第1	III
67	第11号の20 の5	S S	SC-FDMA フェムトセル基地局 (ガードバンドモー ド)	設備規則第49条の6の9第1項及び第3項 においてその無線設備の条件が定められて いる基地局に使用するための無線設備であ って、占有周波数帯幅の許容値の範囲内にお いて同時に送信できる電波の周波数の範囲 が占有周波数帯幅の許容値の90%を超える もの	第1	III
68	第11号の20 の6	T S	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局・ ガードバンドモード)	設備規則第49条の6の9第1項及び第4項 においてその無線設備の条件が定められて いる基地局に使用するための無線設備であ って、占有周波数帯幅の許容値の範囲内にお いて同時に送信できる電波の周波数の範囲 が占有周波数帯幅の許容値の90%を超える もの	第1	III
69	第11号の21	J U	TDSC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の10第1項及び第3項 においてその無線設備の条件が定められて いる陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
70	第11号の21 の2	I S	TDSC-FDMA 小電力レピータ	設備規則第49条の6の10第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
71	第11号の22	K U	TDSC-FDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の10においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	III
72	第11号の23	J S	TDSC-FDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の10第1項及び第5項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
73	第11号の24	K S	TDSC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の10第1項及び第6項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
74	第11号の25	N U	OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が5ミリ秒のもの	第1	II
75	第11号の26	O U	TD-OFDMA-U 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が911.44μs、963.52μs、1015.6μs又は1067.68μsの自然数倍の値のもの	第1	II
76	第11号の27	P U	OFDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が5ミリ秒のもの	第1	III
77	第11号の28	Q U	TD-OFDMA-U 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が911.44μs、963.52μs、1,015.6μs又は1,067.68μsの自然数倍の値のもの	第1	III
78	第11号の29	D R	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の12第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備(第11号の29の2及び第11号の29の3を除く。)	第1	III
79	第11号の29 の2	A Q	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の12第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第3項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
80	第11号の29 の3	B Q	3.7/4.5GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 小型基地局	設備規則第49条の6の12第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第4項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
81	第11号の29 の4	C Q	3.7/4.5GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 陸上移動中継局	設備規則第49条の6の12第1項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	III
82	第11号の30	E R	3.7/4.5GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の12第1項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
83	第11号の30 の2	D Q	3.7/4.5GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 小電力レピータ	設備規則第49条の6の12第1項(第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
84	第11号の30 の3	P Q	3.7/4.5GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (RedCap/eRedCap)	設備規則第49条の6の12第1項(第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
85	第11号の31	F R	28GHz 帯 SC- FDMA/OFDMA 携帯無線 通信基地局	設備規則第49条の6の12第2項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備(第11号の31の2及び第11号の31の3を除く。)	第1	III
86	第11号の31 の2	E Q	28GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の12第2項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第5項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
87	第11号の31 の3	F Q	28GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 小型基地局	設備規則第49条の6の12第2項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第6項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
88	第11号の31 の4	G Q	28GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 陸上移動中継局	設備規則第49条の6の12第2項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	III
89	第11号の32	G R	28GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の12第2項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
90	第11号の32 の2	H Q	28GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 小電力レピータ	設備規則第49条の6の12第2項(第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
91	第11号の32 の3	Q Q	28GHz 帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (RedCap)	設備規則第49条の6の12第2項(第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
92	第11号の33	J R	SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の13第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)においてその無線設備の条件が定められている基地局(第11号の33の2及び第11号の33の3を除く。)に使用するための無線設備	第1	III
93	第11号の33 の2	I Q	SC-FDMA/OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の13第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第2項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
94	第11号の33 の3	J Q	SC-FDMA/OFDMA 小型基地局	設備規則第49条の6の13第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
95	第11号の34	K R	SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の13においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
96	第11号の34 の2	R Q	SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (RedCap/eRedCap)	設備規則第49条の6の13第1項(第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。)においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
97	第12号	K	アマチュア無線局	アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下(54MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、200W以下)のもの	第4	III
98	第13号	A Z	小電力セキュリティ	小電力セキュリティシステムの無線局(施行規則第6条第4項第3号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	I
99	第14号	B Z	携帯移動衛星 データ通信用地球局 (対地静止)	設備規則第49条の18第1号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が10W以下のもの	第5	II
100	第14号の2	A Y	携帯移動衛星 データ通信用地球局 (非静止)	設備規則第49条の18第2号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
101	第15号	K Y	加入者系多方向用 基地局	設備規則第49条の19第1項においてその無 線設備の条件が定められている基地局に使 用するための無線設備	第1	III
102	第15号の2	L Y	加入者系多方向用 移動局	設備規則第49条の19第1項(第1号を除 く。)及び第2項においてその無線設備の条 件が定められている陸上移動局に使用する ための無線設備	第1	II
103	第15号の3	M Y	加入者系対向用 移動局	設備規則第49条の19第3項においてその無 線設備の条件が定められている陸上移動局 に使用するための無線設備	第1	III
104	第16号	D Z	テレメータ用等の 固定局	54MHz を超え 74.6MHz 以下、142MHz を超 え 169MHz 以下又は 335.4MHz を超え 470MHz 以 下の周波数の電波を使用するテレメータ用 固定局の無線設備及び同報通信方式の固定 局を通信の相手方とする単信方式の固定局 のうち、他の固定局によってその送信が制御 されるものの無線設備であって空中線電力 が10W以下のもの(第38号に掲げるものを除 く。)	第1	III
105	第17号	E Z	非常警報用固定局	61.79MHz の周波数の電波を使用する非常警 報用固定局の無線設備であって空中線電力 が50W以下のもの	第1	III
106	第18号	F Z	22GHz 帯固定局	設備規則第58条の2の6の2においてその 無線設備の条件が定められている固定局に 使用するための無線設備であって、その空中 線電力が0.5W以下のもの	第1	III
107	第19号	WW	2.4GHz 帯 高度化小電力 データ通信システム	2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下の周波数の電 波を使用する小電力データ通信システムの 無線局(施行規則第6条第4項第4号に規定 する無線局をいう。以下同じ。)に使用するた めの無線設備(第19号の2の2に掲げるもの を除く。)	第3	I
108	第19号の2	G Z	2.4GHz 帯小電力 データ通信システム	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波 を使用する小電力データ通信システムの無 線局に使用するための無線設備(第19号の2 の3に掲げるものを除く。)	第3	I
109	第19号の2 の2	U V	2.4GHz 帯 高度化小電力 データ通信システム (模型飛行機用)	2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下の周波数の電 波を使用する小電力データ通信システムの 無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の 無線操縦の用に供する送信装置に使用する ための無線設備	第3	I
110	第19号の2 の3	V V	2.4GHz 帯小電力 データ通信システム (模型飛行機用)	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波 を使用する小電力データ通信システムの無 線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無 線操縦の用に供する送信装置に使用するため の無線設備	第3	I

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
111	第19号の3	X A	5GHz帯小電力 データ通信システム 等	設備規則第49条の20第3号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局並びに設備規則第49条の20の2第3項においてその無線設備の条件が定められている5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局に使用するための無線設備(第78号に掲げるものを除く。)	第3	I 又は IIIa
112	第19号の4	H X	準ミリ波帯小電力 データ通信システム	設備規則第49条の20第5号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備	第3	I
113	第19号の4 の2	W U	60GHz帯小電力 データ通信システム (I)	設備規則第49条の20第6号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第3	I
114	第19号の4 の3	W V	60GHz帯小電力 データ通信システム (II)	設備規則第49条の20第6号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が10mW以下のもの	第3	I
115	第20号の2	V X	800MHz帯 デジタルMCA	設備規則第49条の7の3においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局(設備規則第3条第6号に規定するデジタル指令局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	II 又は III
116	第20号の3	H R	高度MCA 陸上移動局等	設備規則第49条の7の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は高度MCA制御局(同規則第3条第6号の2に規定する高度MCA制御局をいう。以下同じ。)の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)に使用するための無線設備	第1	II
117	第20号の4	I R	高度MCA制御局等	設備規則第49条の7の4においてその無線設備の条件が定められている高度MCA制御局又は高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)に使用するための無線設備	第1	III
118	第21号	I Z	デジタルコードレス 電話	設備規則第49条の8の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第3	I
119	第21号の2	A T	D E C T 準拠方式 デジタルコードレス 電話	設備規則第49条の8の2の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第3	I

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
120	第 21 号の 3	B T	s X G P 方式 デジタルコードレス 電話	設備規則第 49 条の 8 の 2 の 3 においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第 3	I
121	第 22 号	J X	P H S 陸上移動局	PHS の陸上移動局(施行規則第 6 条第 4 項第 6 号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第 3	I
122	第 23 号	K X	P H S 基地局	設備規則第 49 条の 8 の 3 第 1 項及び第 3 項においてその無線設備の条件が定められている PHS の基地局に使用するための無線設備	第 1	III
123	第 23 号の 2	L X	P H S 中継局	設備規則第 49 条の 8 の 3 第 1 項及び第 4 項においてその無線設備の条件が定められている PHS の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局に使用するための無線設備	第 1	III
124	第 23 号の 3	M X	P H S 試験局	PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第 49 条の 8 の 3 に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第 1	III
125	第 24 号	L Z	38GHz 帯固定局	設備規則第 58 条の 2 の 7 においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第 1	III
126	第 25 号	R N	R Z S S B	設備規則第 57 条の 2 の 2 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第 1	III
127	第 25 号の 2	R O	周波数自動選択 R Z S S B	設備規則第 57 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第 1	II
128	第 25 号の 3	R P	周波数追従 R Z S S B	設備規則第 57 条の 2 の 2 第 1 項から第 3 項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第 1	II
129	第 25 号の 4	Q V	狭帯域デジタル	設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項においてその無線設備の条件が定められている単一通信路の基地局及び携帯基地局並びに陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第 1	III
130	第 25 号の 5	D O	周波数自動選択 狭帯域デジタル	設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第 1	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
131	第 25 号の 6	D P	周波数追従 狭帯域デジタル	設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項から第 3 項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第 1	II
132	第 26 号	N Z	車両感知用 無線標定陸上局	設備規則第 48 条の 2 においてその無線設備の条件が定められている車両感知用無線標定陸上局に使用するための無線設備	第 2	III
133	第 28 号	T Z	携帯移動衛星通信用 地球局(対地静止)	設備規則第 49 条の 23 第 1 号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第 5	II
134	第 28 号の 2	B Y	携帯移動衛星通信用 地球局(非静止)	設備規則第 49 条の 23 第 2 号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第 5	II
135	第 28 号の 2 の 2	G S	L 帯携帯移動地球局 (対地静止)	設備規則第 49 条の 23 の 2 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第 5	II
136	第 28 号の 2 の 3	N S	グローバルスター 携帯移動地球局	設備規則第 49 条の 23 の 3 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第 5	II
137	第 28 号の 2 の 4	O S	E S I M 携帯移動地球局	設備規則第 49 条の 23 の 4 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第 5	II
138	第 28 号の 2 の 5	O R	スターリンクシステ ム携帯移動地球局 (非静止)	設備規則第 49 条の 23 の 5 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第 5	II
139	第 28 号の 2 の 6	Q R	ワンウェブシステム 携帯移動地球局 (非静止)	設備規則第 49 条の 23 の 6 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第 5	II
140	第 28 号の 3	V Y	第 3 種レーダー(I)	設備規則第 48 条第 1 項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)第 2 条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの及び次号に掲げるものを除く。)	第 2	III
141	第 28 号の 4	R T	第 3 種レーダー(II)	設備規則第 48 条第 1 項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、施行規則第 31 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの(船舶安全法第 2 条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。)	第 2	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
142	第 29 号	U Z	第4種レーダー(Ⅰ) 【旧小型船舶用 レーダー】	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、その空中線電力が5kW未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	第2	III
143	第 29 号の 2	S T	第4種レーダー(Ⅱ)	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であって、その空中線電力が200mW以下かつ変調方針が周波数変調であって連続波方式(間欠的連続波方式を除く。)であり、電波の型式がF3N又はQONのもの	第2	III
144	第 29 号の 3	O Q	第4種レーダー(Ⅲ)	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であって、その空中線電力が170W以下かつ電波の型式がPON、QON又はVONのもの(前号に掲げるものを除く。)	第2	III
145	第 30 号	V Z	インマルサット 携帯移動地球局	設備規則第49条の24においてその無線設備の条件が定められているインマルサット携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	II
146	第 30 号の 2	L W	E S V 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の2においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備(14.0GHzを超える14.5GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であって、空中線の絶対利得が50dB以下のもの、かつ、その空中線電力が50W以下のもの	第5	II
147	第 30 号の 3	O T	ヘリサット 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の3においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	II
148	第 30 号の 4	M S	防災対策 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の4においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	II
149	第 31 号	W Z	ルーラル加入者無線	設備規則第49条の25においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5W以下のもの	第1	II
150	第 31 号の 2	C X	60GHz 帯 高速無線回線用 基地局	設備規則第49条の25の3第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
151	第 31 号の 3	D X	60GHz 帯 高速無線回線用 多方向陸上移動局	設備規則第49条の25の3第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
152	第31号の4	E X	60GHz 帯 高速無線回線用 対向陸上移動局	設備規則第49条の25の3第3項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	III
153	第31号の5	U T	80GHz 帯高速無線 伝送システム	設備規則第49条の25の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	III
154	第32号	C Y	狭域通信 システム用移動局	狭域通信システムの陸上移動局(施行規則第6条第4項第7号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	I
155	第33号	D Y	狭域通信システム用 基地局	設備規則第49条の26第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている狭域通信システムの基地局に使用するための無線設備	第1	III
156	第33号の2	F X	狭域通信システム用 試験局	狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(施行規則第6条第4項第7号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	I
157	第38号	G X	市町村デジタル 防災用固定局	設備規則第58条の2の12においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備	第1	III
158	第39号	A W	空港デジタルM C A (I)	設備規則第49条の15第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	II
159	第40号	B W	空港デジタルM C A (II)	設備規則第49条の15第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	III
160	第41号	C W	18GHz 帯 基地局・陸上移動局 等	設備規則第49条の25の2の2第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に使用するための無線設備	第1	III
161	第42号	D W	18GHz 帯陸上移動局	設備規則第49条の25の2の2第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	III
162	第43号	E W	18GHz 帯基地局等	設備規則第49条の25の2の2第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	III
163	第44号	F W	18GHz 帯固定局	設備規則第58条の2の6においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	III
164	第46号	H W	航空移動衛星 通信システム	設備規則第45条の21においてその無線設備の条件が定められている航空機地球局に使用するための無線設備	第5	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
165	第47号	UW	超広帯域 無線システム(I)	施行規則第4条の4第2項第2号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超広帯域無線システムの無線局」という。)に使用するための無線設備であって、設備規則第49条の27第1項に規定する3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの	第3	I
166	第47号の2	VU	26GHz帯超広帯域 無線システム	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するもの	第3	I
167	第47号の3	UO	超広帯域 無線システム(II)	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第49条の27第3項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの	第3	I
168	第47号の4	UP	超広帯域 無線システム(III)	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第49条の27第4項に規定する7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの	第3	I
169	第48号	VW	1.5GHz帯 電気通信業務用 固定局	設備規則第58条の2の3の2においてその無線設備の条件が定められている1,500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局に使用するための無線設備	第1	III
170	第49号	GV	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局等	設備規則第49条の28においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第1	II 又は III
171	第51号	IV	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第49条の28においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備	第1	II
172	第52号の2	KT	OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III
173	第52号の3	LT	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の28第1項、第2項、第6項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
174	第 53 号	K V	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局等	設備規則第 49 条の 29においてその無線設備 の条件が定められている時分割・直交周波数 分割多元接続方式若しくは時分割・シングル キャリア周波数分割多元接続方式広帯域移 動無線アクセスシステムの基地局又は時分 割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時 分割・シングルキャリア周波数分割多元接続 方式広帯域移動無線アクセスシステムの無 線設備の試験のための通信等を行う無線局 に使用するための無線設備	第 1	II 又は III
175	第 54 号	L V	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 3 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が定められ ている陸上移動局に使用するための無線設 備	第 1	II
176	第 54 号の 2	M T	TD-OFDMA/TD-SCFDMA フェムトセル基地局	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が 定められている基地局に使用するための無 線設備	第 1	III
177	第 54 号の 3	N T	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局 (小型基地局)	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が 定められている基地局に使用するための無 線設備	第 1	III
178	第 54 号の 4	U S	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局 (e M T C)	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 7 項及び第 8 項においてその無線設備の条件が定められ ている陸上移動局に使用するための無線設 備	第 1	II
179	第 54 号の 5	L R	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局	設備規則第 49 条の 29 の 2 第 1 項、第 2 項及 び第 9 項においてその無線設備の条件が定め られている基地局に使用するための無線設 備	第 1	III
180	第 54 号の 5 の 2	K Q	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス フェムトセル基地局	設備規則第 49 条の 29 の 2 第 1 項、第 7 項及 び第 9 項においてその無線設備の条件が定め られている基地局に使用するための無線設 備	第 1	III
181	第 54 号の 5 の 3	L Q	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス小型基地局	設備規則第 49 条の 29 の 2 第 1 項、第 8 項及 び第 9 項においてその無線設備の条件が定め られている基地局に使用するための無線設 備	第 1	III
182	第 54 号の 5 の 4	M Q	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス 陸上移動中継局	設備規則第 49 条の 29 の 2 第 1 項、第 6 項及 び第 9 項においてその無線設備の条件が定め られている陸上移動中継局に使用するため の無線設備	第 1	III
183	第 54 号の 6	M R	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第 49 条の 29 の 2 第 1 項、第 3 項及 び第 9 項においてその無線設備の条件が定め られている陸上移動局に使用するための無 線設備	第 1	II

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
184	第 54 号の 6 の 2	N Q	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス 小電力レピータ	設備規則第 49 条の 29 の 2 第 1 項、第 4 項及び第 9 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第 1	II
185	第 54 号の 6 の 3	S Q	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局 (RedCap/eRedCap)	設備規則第 49 条の 29 の 2 第 1 項、第 5 項及び第 9 項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第 1	II
186	第 57 号	O V	地上デジタル放送用 ギャップフィラー	設備規則第 37 条の 27 の 10 及び第 37 条の 27 の 11 においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が 0.05W 以下のもの	第 6	III
187	第 57 号の 2	U U	地上デジタル放送用 ギャップフィラー (受信障害対策中継放送用)	設備規則第 37 条の 27 の 10 から第 37 条の 27 の 11 までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が 0.05W 以下のもの	第 6	III
188	第 57 号の 3	D S	エリア放送用 地上一般放送局	設備規則第 37 条の 27 の 24 及び第 37 条の 27 の 25 においてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備	第 1	III
189	第 57 号の 4	G F	ラジオ放送用 ギャップフィラー	設備規則第 35 条から第 37 条の 2 までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が 0.25W 以下のもの	第 6	III
190	第 58 号	R U	簡易型 船舶自動識別装置	設備規則第 45 条の 3 の 4 第 3 項においてその無線設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置	第 1	III
191	第 59 号	S U	簡易型国際 V H F (据置型)	F2B 電波又は F3E 電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数を使用する空中線電力が 25W 以下の無線設備であって、船舶局に使用するためのもの(次号に掲げるものを除く。)	第 1	III
192	第 60 号	T U	簡易型国際 V H F (携帯型)	F2B 電波又は F3E 電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数を使用する空中線電力が 5W 以下の携帯して使用するための無線設備であって、船舶局に使用するためのもの	第 1	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
193	第 61 号	Z U	200MHz 帯 広帯域 移動無線通信用 基地局等	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備 の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移 動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地 局又は 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の 試験のための通信等を行う無線局に使用す るための無線設備(次号に掲げるものを除 く。)	第 1	III
194	第 61 号の 2	W S	200MHz 帯広帯域 移動無線通信用 基地局等 (インターリープ)	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備 の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移 動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地 局又は 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の 試験のための通信等を行う無線局に使用す るための無線設備であって周波数インター リープを行うもの	第 1	III
195	第 62 号	C T	200MHz 帯広帯域 移動無線通信用 陸上移動局等	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備 の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移 動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に 使用するための無線設備(次号に掲げるものを除 く。)	第 1	III
196	第 62 号の 2	X S	200MHz 帯広帯域 移動無線通信用 陸上移動局等 (インターリープ)	設備規則第 49 条の 30 においてその無線設備 の条件が定められている 200MHz 帯広帯域移 動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に 使用するための無線設備であって周波数イ ンターリープを行うもの	第 1	III
197	第 63 号	W T	700MHz 帯高度道路 交通システム 固定局又は基地局	設備規則第 49 条の 22 の 2 第 1 項及び第 2 項 においてその無線設備の条件が定められて いる 700MHz 帯高度道路交通システムの固定 局又は基地局に使用するための無線設備	第 3	III
198	第 64 号	X T	700MHz 帯高度道路 交通システム 陸上移動局	設備規則第 49 条の 22 の 2 第 1 項及び第 3 項 においてその無線設備の条件が定められて いる 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上 移動局に使用するための無線設備	第 3	I
199	第 65 号	F S	23GHz 帯 無線伝送システム 陸上移動局	設備規則第 49 条の 31 においてその無線設備 の条件が定められている陸上移動局に使用 するための無線設備	第 1	III
200	第 66 号	E S	23GHz 帯 無線伝送システム 固定局	設備規則第 58 条の 2 の 11 においてその無線 設備の条件が定められている固定局に使用 するための無線設備	第 1	III
201	第 67 号	L S	11/15GHz 帯固定局	設備規則第 58 条の 2 の 5 においてその無線 設備の条件が定められている固定局に使用 するための無線設備	第 1	III
202	第 68 号	T I	携帯用位置指示 無線標識	設備規則第 45 条の 3 の 3 の 3 においてその 無線設備の条件が定められている携帯用位 置指示無線標識	第 2	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
203	第 69 号	Y U	6.5/7.5GHz 帯 基地局・陸上移動局	設備規則第49条の25の2においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備	第1	III
204	第 70 号	Y S	6GHz 帯 電気通信業務用 固定局	設備規則第58条の2の4第2項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	III
205	第 71 号	Y T	6.5/7.5GHz 帯固定局	設備規則第58条の2の4の2においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	III
206	第 72 号	R B	無人移動体 画像伝送システム	設備規則第49条の33においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備	第1	III
207	第 73 号	A R	5.2GHz 帯 高出力データ通信 システム用基地局	設備規則第49条の20の2第1項においてその無線設備の条件が定められている 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備	第3	IIIa
208	第 74 号	B R	5.2GHz 帯 高出力データ通信 システム用 陸上移動中継局	設備規則第49条の20の2第1項においてその無線設備の条件が定められている 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備	第3	IIIa
209	第 75 号	C R	5.2GHz 帯 高出力データ通信 システム用 陸上移動局	設備規則第49条の20の2第2項においてその無線設備の条件が定められている 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備	第3	I
210	第 76 号	P T	150MHz 帯VHF データ交換装置	設備規則第45条の3の6においてその無線設備の条件が定められているVHFデータ交換装置であって、船舶局に使用するもの	第1	III
211	第 77 号	Q T	400MHz 帯デジタル 船上通信設備	設備規則第45条の3の7においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備	第1	III
212	第 78 号	X R	5.2GHz 帯小電力 データ通信システム (自動車内)	設備規則第49条の20第3号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局(5,150MHz を超え 5,250MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)のうち自動車内に設置する無線局(自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。)に使用するための無線設備	第3	I
213	第 79 号	Y R	6GHz 帯小電力 データ通信システム (I)	設備規則第49条の20第4号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その最大等価等方幅射電力が 25mW 以下の無線設備	第3	I

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項	省令 記号 (1又 は 2文 字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
214 第80号	ZR	6GHz帯小電力 データ通信システム (II)	設備規則第49条の20第4号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その最大等価等方幅射電力が25mWを超える200mW以下の無線設備（設備規則第49条の20第4号ルの技術基準が適用されるものを除く。）	第3	I

(注1)区分については以下のとおりです。

- (I) 無線局の免許が不要なもの（コードレス電話、特定小電力機器、無線LAN等）
- (II) 無線局免許の包括免許（電波法第27条の2第1項第1号の無線局に限る）が可能なもの
（携帯電話端末、衛星電話端末等）
- (IIIa) 無線局の登録が必要なもの（5GHz帯無線アクセスシステム等）
- (III) 無線局の免許が必要なもの（包括免許が可能なもののうち電波法第27条の2第1項第2号の無線局を含む）の無線局
であって、簡易な免許手続が適用されるもの（狭帯域デジタル、携帯電話基地局等）